

ご意見	ご意見に対する回答
日本の食の安全性は現時点で相当危険なものになっています。食品添加物の 1500 を超える種類や遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品。原材料の表示義務の簡素化などキリがありません。日本の未来を考えこちらの案には断固反対いたします。	御意見いただきありがとうございます。 今回の改正案は、最終製品である配合飼料の表示方法にかかる規制のみを改正する件であり、含まれる飼料添加物の名称の表示は引き続き必要です。また、飼料添加物としての規格・基準や表示以外の飼料の規格・基準（給与できる家畜や含有量）に変更はありません。 なお、飼料添加物につきましては、農林水産省に設置されている農業資材審議会において、家畜等に対する効果及び安全性を、また、内閣府食品安全委員会及び消費者庁等において、給与された家畜等から生産される畜水産物をヒトが摂取した場合の安全性を、それぞれ評価し、家畜への効果及び安全性並びに人への畜産物を通じた安全性の確認されたもののみが指定されております。 また、遺伝子組換え飼料・飼料添加物については、同様に農業資材審議会において家畜等に対する安全性を、また、食品安全委員会において遺伝子組換え飼料・飼料添加物を給与された家畜等から生産される畜水産物の安全性を評価しています。
名称一覧を削ることに反対。消費者に対して、何が添加されているかわかりにくい(わからせないようにする意図を感じる)。表示については、厳密に行われるべき。「広く一般的に」という文言は曖昧かつどこにもその内訳が定義されていない。	御意見いただきありがとうございます。 本改正案は、飼料の表示の基準にかかるものであり、飼料の使用者（畜産農家）等が、飼料の安全を確保する見地から適正に使用し得るように定めているものです。 また、本改正案は、表示に用い得る具体的な名称の基準（一

	覧)を省令から削除するものですが、当該一覧を農林水産省の通知で別途定めることとしており、引き続きこちらでご確認いただけます。
・添加物含有量が曖昧な表現になっている。添加物それぞれの正確な含有率がわかる様にして頂きたい。	御意見いただきありがとうございます。 いただいた御意見は参考にさせていただきます。 なお、飼料添加物の含有量の表示の基準は、飼料中の含有量の範囲等の基準が設定されているなど、飼料・飼料添加物の適正な管理のために含有量の表示が特に必要なものについて設定されています。 今回の改正案では、飼料添加物の含有量の表示の基準が定められているもの（プロピオン酸類）について、表示が必要な飼料の種類範囲を変更するものであり、含有量の表示方法はパーセント表示で変更ありません。
・あまり賛成出来ない。 極力法令等での定めのある名称を使うべきと考える。（一般に使用されている名称では使用する名称にブレが生じうるし、分野によって他の分野の者が知らないような名称で（その分野において）一般的に呼称されているような場合もあつたりするであろうから。そういう事態があるのであれば、むしろ名称について行政が規定を行なっておく方が望ましいと考える。） なお、従前の表において物質に「DL-」「L-」というような記述があるようなものがあるので述べておくと、旋光性を示す語（L-、D-、DL-）については付けさせるべきと考える。（発酵によって生産された物質などは、従前の製法での DL-となるようなバランスした物質生成ではなく、L-となるような	御意見いただきありがとうございます。 表示に用い得る具体的な名称につきましては、農林水産省の通知で別途定めることとしており、引き続きこちらでご確認いただけます。 いただいた御意見につきましては、今後一般名を定める際に参考にさせていただきます。

旋光性の明確な偏りが存在したりする事が多いと思われるが、そしてそれはこれまでとは違う生化学的作用の発生があったりすると思われるが(効果を示すのに要する量が減少する等)、遺伝子組替えした菌等によつての各種化学物質の生産がより増えている昨今においては、旋光性については明示した方が良いと思われるので。少なくとも利用者にとっては旋光性の表示はあった方が好ましいものである。)	
---	--